

税 額 控 除

人的控除額の差額に基づく減額措置 (調整控除)

市民税・県民税と所得税の人的控除額の差額に基づく負担増を調整するため、市民税・県民税の所得割額から次の額を控除します。

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合※1

次のいずれか小さい額の5%(市民税3%、
県民税2%)

- ① 人的控除額の差額の合計額
- ② 課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円超の場合※1

[人的控除額の差額の合計額 - (課税所得金額 -
200万円)] × 5%(市民税3%・県民税2%)

※この額が2,500円未満の場合は2,500円

(注)基礎控除が適用されない合計所得金額2,500万円超の納税者は、調整控除の適用ありません。

【市民税・県民税と所得税の人的控除額の差額】

配偶者控除・配偶者特別控除は、
納税者本人の合計所得金額が900万円以下の場合※2

人的控除の種類	差額	人的控除の種類	差額		
特別障害者控除	10万円	扶養控除	老人	10万円	
普通障害者控除	1万円		同居老親等	13万円	
同居特別障害者控除	22万円		特定	18万円	
寡婦控除	1万円	一般	5万円		
ひとり親控除	旧寡夫該当者	1万円	勤労学生控除	1万円	
	旧特別寡婦該当者	5万円			
	未婚のひとり親のうち父である者	1万円	配偶者特別控除(配偶者の合計所得金額)	48万円超 50万円未満	5万円
	未婚のひとり親のうち母である者	5万円		50万円以上 55万円未満	3万円
配偶者控除(老人)	10万円	基礎控除 (合計所得金額2,500万円以下)	5万円		
配偶者控除(一般)	5万円				

※1 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を合計した金額です。

※2 納税者本人の合計所得金額が900万円超の場合の配偶者控除および配偶者特別控除の人的控除の差額は以下の表のとおりです。

【配偶者控除の人的控除額の差額】

	納税者本人の合計所得金額	
	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
人的控除額の差額(一般)	4万円	2万円
人的控除額の差額(老人)	6万円	3万円

【配偶者特別控除の人的控除額の差額】

	納税者本人の合計所得金額	
	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 50万円未満	4万円	2万円
50万円以上 55万円未満	2万円	1万円

配 当 控 除

申告された配当所得の金額に下記の率をかけた額を所得割額から控除します。ただし、上場株式等の配当所得を分離課税として申告された場合、配当控除の適用はありません。

種 類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私 募 証 券 投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

前年中の上場株式等の配当や上場株式等の譲渡益から特別徴収(源泉徴収)された市民税額・県民税額を所得割額から控除します。申告書裏面9に特別徴収された額を記入してください。

～上場株式等に係る配当所得等の申告について～

上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税において総合課税または申告分離課税を選択する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書または個人住民税の申告書を提出する必要があります。なお、上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税において所得税等と異なる課税方式を選択する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書とは別に個人住民税の申告書を提出する必要があります。(ただし、特定配当等及び特定株式譲渡所得金額に係る所得の全部について申告不要とする場合は、確定申告書に追加された付記事項に記載することで原則確定申告書を提出するのみで手続きが完結となります。)

また、上場株式等に係る配当所得等について申告をすると、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定に反映されることがあります。

さらに、個人住民税において、上場株式等の譲渡所得等について申告分離課税を選択した場合には、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、翌年度以後3年間にわたり繰越控除の適用が可能となりますが、その適用を受けるためには、毎年連続して、納税通知書の送達までに、譲渡損失に係る事項を記載した確定申告書または個人住民税の申告書を提出する必要があります。

※税制改正に伴い、令和6年度から個人住民税と所得税で課税方式を一致させることとなるため、異なる課税方式の選択ができなくなります。

税 額 控 除

寄附金税額控除

令和4年中に支払った都道府県・市区町村、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部に対する寄附金及び三重県県税条例・津門市税条例にて指定する団体への寄附金について、右記の計算方法で算出した額を市民税・県民税の所得割額から控除します。また、都道府県・市区町村への寄附金(ふるさと納税)がある場合、特例控除額も加算します。東日本大震災や熊本地震に係る義援金等についてふるさと納税の適用を受けることが可能な場合がありますが、地方団体や募金団体が発行した受領書や郵便振替の半券(原本)、募金要綱等の写し等の添付が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。申告書裏面13に団体ごとの寄附金額を記入してください。

○ 寄附金税額控除の計算方法

寄附金税額控除額

$$= (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% (\text{市民税 } 6\% \cdot \text{県民税 } 4\%)$$

※1

特例控除額

$$= (\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{前年の所得税の限界税率} \times 1.021)$$

※2

※1 控除の対象となる寄附金額は総所得金額等の30%までです。

※2 所得税の限界税率とはその人に適用される所得税の税率の中で最も高いものです。

(注) ふるさと納税の特例控除の限度額は市民税・県民税の調整控除後所得割額の20%です。

(注) ふるさと納税の特例控除額は市民税と県民税で3:2に按分します。

(注) 総務大臣の指定を受けていない地方団体に対する寄附金については、特例控除の対象外です。

～ワンストップ特例制度の注意点～

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は寄附先が5団体以下で市民税・県民税申告または確定申告の提出をしない方に対して適用される制度です。寄附先が6団体以上になった場合や市民税・県民税申告または確定申告を行った場合はワンストップ特例制度の適用がなくなりますので、申告をされる際は必ずワンストップ特例申請を行った分も含めて記載してください。確定申告を行う場合は、第二表下段の「住民税・事業税に関する事項」にも必ず必要事項を記入してください。

住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用があった場合に受けられる控除です。

入居日が平成21年から令和7年までに入居した場合に、次の①・②・限度額の中から、いずれか少ない金額を所得割額から控除します。

控除額

要件
① 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除することができなかった額
② 居住開始年月日が平成26年3月31日まで→所得税の課税総所得金額等(※1)の額の5% 居住開始年月日が平成26年4月1日から令和3年12月31日まで、かつ消費税率が8%または10%→所得税の課税総所得金額等の額の7% 居住開始年月日が令和4年1月1日から令和7年12月31日まで→所得税の課税総所得金額等の額の5%(※2)

限度額(要件によっては下記表の限りではございません)

入居時期	取得時の消費税率	控除限度額	控除期間
平成19年・平成20年		適用なし	
平成21年1月から平成26年3月まで	5%	97,500円	10年
平成26年4月から令和元年9月まで	8%以外	97,500円	10年
	8%	136,500円	10年
令和元年10月から令和2年12月まで	8%、10%以外	97,500円	10年
	8%	136,500円	10年
	10%	136,500円	13年
令和3年1月から令和3年12月まで	10%以外	97,500円	10年
	10%	136,500円	13年
令和4年1月から令和5年12月まで	10%	97,500円	13年
令和6年1月から令和7年12月まで	10%	97,500円	10年

※1 課税総所得金額等とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を合計した金額です。

※2 令和4年中に入居した方のうち、消費税率が10%に該当する住宅の取得等で、新築の場合は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで、分譲住宅などの場合は令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約が締結された人は、所得税の課税総所得金額等の7%(136,500円を限度)の範囲内で控除します。